

## 一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 8月1日～平成35年 7月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 平成30年 8月～ 制度内容等について社内広報誌などにより社員に周知
- 平成30年 8月～ 管理職を対象とした研修の実施

目標2：社内業務の状況を加味した上で週1日程度の在宅勤務ができる制度を試行的に導入する。

<対策>

- 平成31年 8月～ 社内検討委員会を設置
- 平成31年10月～ 在宅勤務の内容や対象について検討
- 平成32年 1月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討